

新築住宅に 25 年度から省エネ基準義務化！

2020 年 10 月当時の菅首相が発表した「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」という政府目標達成（持続可能な社会の実現…SDGs、経済競争に勝つ）を目指し、住宅を含むすべての新築物件に 25 年度から省エネ基準適合を義務付ける改正法が、6 月 13 日の参院本会議で可決されました。

現在、断熱性能など省エネ基準の義務付けは、延べ床面積 300 m²以上のオフィスビルなどが対象であるが、今回の法改正により、25 年度からは住宅を含むすべての新築建築物に適用される。このほかに、住宅販売事業者による「省エネ性能表示」を促す仕組みづくりや、既存住宅の省エネ改修に対する住宅金融支援機構の低利融資制度創設などが盛り込まれています。また、建築士に対しては、再生可能エネルギー利用について、関連設備の導入効果等を説明する事が求められています。

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いて「全体としてゼロ」にバランスを均衡させることです。では、住宅建築ではどうすればよいのでしょうか？ 木材をたくさん使う事で炭素を固定して二酸化炭素の排出量を抑えるだけではなく、「断熱性能」を高め、生活の中で消費するエネルギー使用を極力小さく「省エネ」する、太陽光発電などでエネルギーを作り「創エネ」、全体としてゼロにバランスをとるという考え方です。（ZEH、ZEB）

25 年度までは断熱や省エネ基準（外皮性能基準、一次エネルギー消費量基準）の義務化を目指すという事ですが、30 年ごろには創エネ基準も適用されるようようです。

義務化までに建てられる建物や、改修される住宅が現状の基準で施工された場合、今後ますます基準が引き上げられることを考えると 30 年以降は建物の価値が大きく棄損する事も考えられます。

【情報】

インボイスの手引き！

インボイス制度については既報(309号)で紹介しましたが、商工会連合会の発行した「インボイスの手引き」が商工会の事務所窓口にありました。分かりやすく説明してありますので、制度をご理解されることに役立つと思います。

県木協連事業説明会が開催されます！

国・県、全国木材協同組合連合会の各種事業や金融制度、保証制度の説明会です

日時 7月7日 PM1:30~4:20

場所 オロシティーホール大会議室

申込先 鹿児島県木材協同組合(Tel099-267-5681)

【定休日】

7月は3, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 31日

8月は6, 7, 13, 14, 15, 16, 21, 27, 28日となります

宜しくお願いします

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)



入手した手引き